

2013年5月10日

各位

会社名 株式会社 リそなホールディングス
代表者名 取締役兼代表執行役社長 東 和浩
(コード番号 8308 東証・大証 各一部)

自己株式(普通株式および第3種第一回優先株式)の 取得枠設定に関するお知らせ

(会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

株式会社リそなホールディングス(以下、当社といいます。)は、2013年5月10日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による当社定款第53条の定めに基づき、以下のとおり、自己株式(普通株式および第3種第一回優先株式)の取得(以下、本自己株式取得といいます。)を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、取得する普通株式および第3種第一回優先株式については、取得後直ちに消却を行う予定です。

記

1. 自己株式取得を行う理由

本自己株式取得は、本日策定しました『公的資金完済プラン』(以下、本プランといいます。本プランの詳細は、本日別途開示しております『公的資金完済プラン』の策定について)をご参照ください。)の一環として実施するものです。本自己株式取得は、預金保険法に基づく公的資金の早期返済を目的とするものであり、詳細は以下のとおりであります。

(1) 普通株式について

本自己株式取得における普通株式の取得は、公的資金の早期返済という目的に加えて、発行済株式数の削減による1株当たり財務指標の改善を通じた株式価値の向上等に資するものと考えております。

なお、2013年6月21日開催予定の当社定時株主総会(以下、本定時株主総会といいます。)ならびに普通株主、丙種優先株主、己種優先株主、第3種優先株主、第4種優先株主、第5種優先株主および第6種優先株主による各種類株主総会(以下、本種類株主総会といいます。)において本プランに関連する議案が承認されることを条件として実施することを予定しております(詳細については、後記3をご参照ください。)。

(2) 第3種第一回優先株式について

本自己株式取得における第3種第一回優先株式の取得は、公的資金の早期返済という目的に加えて、次の①株式評価(バリュエーション)の収斂、および②潜在株式の削減に資するものと考えております。

① 株式評価(バリュエーション)の収斂

2010年11月に公表しました『りそな資本再構築プラン』の進捗により、預金保険法に基づく優先株式(具体的には、第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式)(以下、預金保険法優先株式といいます。)に係る公的資金の返済が加速し、預金保険法優先株式に係る潜在株式の大幅な削減を実現させてまいりましたが、本日現在、預金保険法優先株式のうち第3種第一回優先株式に係る潜在株式が9億株程度残存しております(本日現在の引換価額484円をもとに計算しております。なお、本日現在の下限引換価額154円をもとに計算した場合の潜在株式数は、29億株程度となります。)

預金保険法優先株式には、その潜在株式に関する希薄化リスクから、その考慮の有無・度合いによって現時点でのバリュエーションに大きな開きが生じることなど、当社の株主および投資家の皆様による投資判断を複雑にさせるという特性が内包されています。この点、本プランにより預金保険法優先株式の返済を実行することによって、こうしたバリュエーション指標が算定しやすくなり、当社の株主および投資家の皆様による当社普通株式に係る投資判断が行いやすくなることが期待されます。

② 潜在株式の削減

第3種第一回優先株式に係る公的資金を自己株式取得の方法により3,000億円(取得額ベース)返済することが実現した場合には、第3種第一回優先株式に係る潜在株式が相当程度削減されることが見込まれます。

なお、残存する第3種第一回優先株式に係る公的資金については、従前からの返済方針に従い、今後の利益(剰余金)の蓄積を通じて返済する予定ですので、将来的に、当該株式が普通株式に転換されることによって普通株式が希薄化することはない見込みです。

2. 取得に係る事項の内容**(1) 普通株式**

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	未定 ^(注1)
(3) 株式の取得価額の総額	1,000億円(上限)
(4) 取得期間	2013年6月24日～2014年3月31日 ^(注2)
(5) 取得方法	ToSTNeT市場における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)

^(注1) 取得し得る普通株式の総数につきましては、決定次第、速やかに開示する予定です。

(注²) 本定時株主総会および本種類株主総会において本プランに関連する議案の承認後、国民負担を生じさせずに返済できる条件が整ったことを関係当局との間で確認できた時点で、普通株式の取得を実施する予定です。

(2) 第3種第一回優先株式

(1) 取得対象株式の種類	第3種第一回優先株式
(2) 取得し得る株式の総数	225,000,000株(上限) ^(注³)
(3) 株式の取得価額の総額	3,000億円(上限)
(4) 取得期間	2013年6月24日～2014年3月31日 ^(注⁴)

(注³) 取得し得る第3種第一回優先株式の総数は、当該株式の発行済株式総数と同じ数です。

(注⁴) 本定時株主総会および本種類株主総会において本プランに関連する議案の承認後、国民負担を生じさせずに返済できる条件が整ったことを関係当局との間で確認できた時点で、第3種第一回優先株式の取得を実施する予定です。

3. その他

本自己株式(普通株式および第3種第一回優先株式)の取得は、①本定時株主総会において、別途お知らせしております、本プランに係る定款一部変更議案(別途開示しております「『公的資金完済プラン』に係る定款の一部変更に関するお知らせ」に記載のもの)、ならびに利益剰余金の資本組入れならびに資本金の額および資本準備金の額の減少議案が原案どおり承認可決されること、②本種類株主総会において、当該定款一部変更議案がそれぞれ原案どおり承認可決されること、ならびに③関係当局の承認が得られていることを条件として実施いたします。

(ご参考)2013年3月31日時点の自己株式(普通株式)の保有状況

発行済株式総数(自己株式含む) : 2,514,957,691株

自己株式数 : 71,812,990株^(注⁵)

(注⁵) 従業員持株会支援信託ESOPが所有する当社株式(7,618,400株)を含んでおります。

以上